

1-9. 人口の推移の状況

第2回調査時の広域モニタリング調査地域の人口分布図を図 1-9-1 に、総人口の概要を表 1-9-1 に示した。

人口分布は海岸沿いの地域に集中した。特に、名護市市街地の一部では、1km² あたり夜間人口、昼間人口ともに 2,000 人を越える値を示した。それ以外は当該地域に流れる河川の河口付近の低地に集落が立地した。

平成2年度の人口の分布から、調査地域が夜間人口が昼間人口よりも多いベッドタウン地であったことがわかる。特に夜間人口が多かったのは松田北部、古地屋、幸喜北部、部瀬名岬および安富祖などで、場所によっては昼間人口がゼロのところもあった。逆に昼間人口の方が多かったのは、許田、幸喜南部、喜是、名嘉真南部、および瀬良垣などで、これらの地域では昼間人口が夜間人口より5割以上多くなった。

第1回調査時と比較すると昼間人口は約13%にあたる843人増加した。昼間人口が増加したのは名護市の市街地と名嘉真南部で、他の地域については横ばいか減少した場所がほとんどであった。夜間人口については平成2年以前に調査が行われなかったため、比較できなかった。

表 1-9-1 広域モニタリング地域の人口推移

		沖縄県
昭和 55 年	昼間人口	6,413
	夜間人口	—
昭和 60 年	昼間人口	6,375
	夜間人口	—
平成 2 年	昼間人口	7218
	夜間人口	8740

単位：人

3927-67



1-10. 土地利用・自然環境に係る法制度

第2回調査時の法制度による地域設定の状況を図 1-10-1 に示した。当該地域には以下の法制度による地域設定がなされていた。

①都市計画法

都市計画地域は以下の通りであり、第1回調査時より指定の変更はなかった。

- ・都市計画区域：名護市全域（内、名護市街地は市街化区域）

②公害対策基本法およびその他の公害関係法規

環境基準等の指定は以下の通りであり、以下の指定地のうち、騒音規制法に関する地域指定については、名護市東江の一部地域で、第1回調査時のB類型から、A類型に変更された。

- ・水質にかかわる環境基準：名護湾海域；類型A
- ・騒音にかかわる環境基準：名護市市街化区域；類型AもしくはB
- ・騒音規制法：名護市市街化区域
- ・振動規制法：名護市市街化区域
- ・悪臭防止法：名護市市街化区域

③自然公園法

指定は以下の通りであり、名護市名護岳は第1回調査時以降に公園区域として指定された。

- ・沖縄海岸国定公園（部瀬名岬～伊武部にかけての海面は海中公園地区）

④鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律

指定は以下の通りであり、名護岳周辺は第1回調査時以降に鳥獣保護区として指定された。

- ・鳥獣保護区：沖縄県設恩納鳥獣保護区、沖縄県設名護岳鳥獣保護区

⑤保安林

指定は以下の通りであり、下記の指定地のうち、名護市許田、幸喜の森林、恩納村の伊武部から名嘉真への海岸線、恩納村浜原の森林および恩納村内陸部の森林は第1回調査時以降に指定された。

- ・名護市数久田付近
- ・名護市許田から部瀬名岬にかけての海岸線
- ・部瀬名岬南方の森林
- ・恩納村熱田の海岸線
- ・宜野座村松田の北方
- ・名護市許田、幸喜の森林
- ・恩納村の伊武部から名嘉真への海岸線
- ・恩納村浜原の森林
- ・恩納村内陸部の森林

⑥砂防法

指定は以下の通りであり、これらの砂防指定地は全て第1回調査時以降に指定された。

- ・名護市幸地川 3.86ha
- ・許田福地川 2.77ha
- ・数久田轟川 2.91ha
- ・真謝川 3.28ha

⑦急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

指定は以下の通りであり、これらの急傾斜地崩壊危険地区は全て第1回調査時以降に指定された。

- ・名護市幸喜
- ・名護市許田
- ・名護市数久田
- ・名護市世富慶
- ・名護市東江

⑧海岸法

指定は以下の通りであり、宜野座村松田潟原海岸は第1回調査時以降に指定された。

- ・海岸保全地区：名護市許田～喜瀬、部瀬名岬～恩納村伊武部、
恩納村名嘉真～安富祖、恩納村瀬良垣、宜野座村松田潟原海岸

⑨その他

指定は以下の通りである。

- ・農林水産省構造改善局所管海岸保全区域
：名護市喜瀬名～部瀬名岬、恩納村安富祖